

広島県教育委員会訓令第2号

県立学校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十一日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇、子育て支援部分休暇及び出生支援休暇）                  第六条（略）                  2―12（略）                  13）職員は、条例第十五条の二に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一月前の日までに、不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして校長（校長にあつては教育委員会）に請求しなければならない。</p>	<p>（年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇）                  第六条（略）                  2―12（略）</p>
<p>14）前項に規定する出生支援休暇の承認の請求は、休暇簿（校長にあつては出生支援休暇承認申請書）によつて行わなければならない。</p>	

附 則

この教育委員会訓令は、令和六年四月一日から施行する。